## 旅館業(旅館・ホテル営業)構造設備等基準

項目		基準	根拠
	面積	一客室の床面積(※)は、7 ㎡以上(寝台を置く客室にあっては、9 ㎡以上) ※ 寝室・浴室・便所・洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分(押入・床の間は除く)の合計(内のりで測定)	令 1-1-1 条 8-1-4 ア 区規 15-1 指導
	定員	有効面積3m²につき1人(有効面積:寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積)	条 4-1-6 ア 区規 9
客 室	換気	設備を設ける	令 1-1-3
	採光	採光窓(有効面積の 1/10 以上)	条8-1-4イ(指導)
	照明	40 ルクス以上	条 4-1-2 ア
	ガス設備を	専用の元栓を設置	条 8-1-8 ア
	設ける場合	耐食性・耐圧性で、容易に接合部分が外れない材質	条 8-1-8 イ
寝具の収納	収納設備を設ける (寝台を置かない客室の場合、各室押入等収納戸棚又は各階収納室設置)		条 8-1-6(指導)
浴室	入浴設備を有する 構造設備は別表の	令 1-1-4 条 8-1-7	
	適当な規模の洗面設備を有すること		令 1-1-5
洗面所	共同洗面所を設ける場合は規則で定める数(別表)の給水栓を設置すること		条 8-1-10 区規 17
	適当な数の便所を有すること		令 1-1-6
便所	防虫及び防臭の記	条 8-1-9 ア	
	便所を付設してい 共同便所を設ける	条 8-1-9 イ	
調理場を	食品衛生担当に相談(食品営業許可に該当)		条 8-1-3 食品衛生法
設ける場合	調理場・配膳室	条 4-1-2 イ	
食堂を	適当な広さを有する		要領
設ける場合	40 ルクス以上		条 4-1-2 ア
客室等の境	客室と他の客室等	条 8-1-2	
廊下及び階段	20 ルクス以上・	条 4-1-2 ウ	
玄関帳場	宿泊者との面接(として次の基準)・事故が発生し度で職員等が題・宿泊者名簿の者以外の出入り	令 1-1-2 省4の3 条 8-1-1	

項目	基準			根 拠
教育施設	学校等から内部を見通せない構造 管理者不在型旅館施設が、小中学校の隣接地等に予定された場合、当該施設の窓 等から学校の校舎内部が見通せない設備を設置			令 1-1-7 指導
管理者	原則と	して旅	館業の施設ごとに、管理者を置くこと	条 4-1-12
施設の掲示	旅館業の施設である旨を公衆の見やすい場所に掲示すること (玄関帳場を設けない施設又は営業時間中に営業従事者が常駐しない旅館業の 施設は緊急連絡先を併せて掲示すること ※例示を参照)			条 7-1-1
####	入り口には、室番号又は室名を表示すること		条 7-1-2	
客室の表示	定員を	表示し	た案内書、表示板等を備え付けること	条 7-1-3
宿泊者名簿	保存年限		正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成 の日から3年間保存	法6-1 省4の2-1
	備える場所		旅館業の施設又は営業者の事務所	法6-1 省4の2-2
	内容		氏名・住所・連絡先・年齢・前泊地・行先地・到着日時・出発日 時・室名・国籍及び旅券番号(外国人のみ)	法 6-1 省 4 の 2-3 区規 8
	備える場所		旅館業の施設又は営業者の事務所	条 7-1-4
従事者名簿	内容		氏名・生年月日・住所・従事職種・就業年月日・連絡先電話番号	条 7-1-4 区規 14
玄関帳場を設 けない施設 その他の営業 時間中に営業	緊急連絡先 の表示及び 必要な体制		営業者は苦情及び問合せに対応するため緊急連絡先の表示(※ 例示を参照)及び必要な体制を整えておくこと。 また、宿泊しようとする者に対し以下の内容を説明できる体制を 整えておくこと。 ア 施設に備え付けられた設備の使用方法 イ 廃棄物の処理方法 ウ 騒音等により周囲に迷惑をかけないこと エ 火災等の緊急事態が発生した場合の通報先及び初期対応の 方法(防火、防災設備の使用方法等を含む)	条 7-1-5 指導
			営業者はあらかじめ当該施設が旅館業の用に供されるものである こと及び管理上必要な事項について近隣住民に周知しなければな らない。	条6
従事者が常駐 しない旅館業 の施設		近隣住民の範囲	(1) 当該許可を受けようとする旅館業の施設の存する建物に他の施設が存する場合の当該他の施設の使用者 (2) 次のア又はイに掲げる建物(一方の建物の外壁から他方の建物の外壁までの水平距離が原則として 20 メートルを超えるものを除く。)の使用者 ア 当該許可を受けようとする旅館業の施設の存する建物の敷地の境界線に接する敷地に存する建物の使用者 イ 当該許可を受けようとする旅館業の施設の存する建物の敷地の境界線から道路、公園等の施設を挟んで隣接する建物の敷地の境界線までの水平距離が原則として 10 メートル以下である場合の当該建物の使用者	区規 12

項	目		基準	根 拠
玄関帳場を設けない施設 その他の営業 時間者が常駐 しない旅館 (続き)	近隣住民周知(続き)	周知の内容	周知は、次に掲げる事項について書面により、対面して説明すること及び旅館業の施設の設置予定地の見やすい場所に掲示することにより行うものとする。 (1) 旅館業を営もうとする者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) (2) 旅館業の施設の名称及び所在地 (3) 営業種別、客室数、定員その他の事業の内容 (4) 近隣住民からの苦情及び問合せを受けるための連絡先(担当者名、所在地及び電話番号) (5) 廃棄物の処理方法 (6) 火災等の緊急事態が生じた場合の対応方法	区規 13 ガイドライン
		掲示	近隣住民周知の説明開始日から許可がなされる日までの期間、周知した書面を297×420mm(A3判)以上の大きさで近隣住民の見やすい場所に掲示する。	

## 別表

項目		基準	根 拠
浴室	洋式浴室を 設ける場合	浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造	条 8-1-7 ア (条 9-3)
	共同浴室	共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合、十分な広さの脱衣室 を付設すること	条 8-1-7 イ (条 9-3)
		共同浴室の浴槽には、入浴者の見やすい位置に、浴槽水の温度を 明示するための温度計を設けること。 センサーは、浴槽水の温度を的確に把握できる位置であること。	指導
	サウナ室又は サウナ設備	熱気による入浴設備を設けるときは、適当な位置に熱気の温度を 明示するための温度計を設けること。 温度計は室内の温度が、室内だけでなく、室外からも容易に確認 できるような位置に設置すること。	指導
	和式浴室を 設ける場合	十分な数の上がり湯栓及び水栓を有すること	条 8-1-7 ウ (条 9-3)
	ろ過器等設置し て浴槽水を循環 させる場合	ろ過器は十分なろ過能力、上流側に集毛器設置	条 8-1-7 エ (ア) (条 9-3)
		ろ材は十分な逆洗ができる材質又は容易に交換可能な構造	条 8-1-7 エ (イ) (条 9-3)
		循環水:打たせ湯・シャワー等への再利用禁止	条 8-1-7 エ (ウ) (条 9-3)
		循環水:浴槽からあふれた湯水の再利用禁止	条 8-1-7 エ (エ) (条 9-3)
		循環水:誤飲、飛まつの吸引等による事故防止措置	条 8-1-7 エ (オ) (条 9-3)
		循環水の取入口:吸込み事故防止措置	条 8-1-7 エ (カ) (条 9-3)
		気泡発生装置、ジェット噴射装置等を設ける場合は、点検・清掃・ 排水を行える構造	条 8-1-7 エ (キ) (条 9-3)
		塩素系薬剤による消毒又はモノクロラミンによる消毒を実施(遊離残留塩素濃度 0.4mg/1以上、モノクロラミン濃度 3 mg/1以上)	条 4-1-8 才 (工) 区規 11-4
	貯湯槽を 使用する場合	60℃以上に保つか又は塩素消毒を実施	条 4-1-8 エ (イ) 区規 10-2

項目		基準		根 拠
		男子用・女子用を区分した共同便所の 男子用便所及び女子用便所それぞれの 態を勘案した数とする。		F
		① 便所を付設していない客室又は多する階の当該客室の合計定員が30人める数以上の便器を当該階に設置す		
		合計定員	便器数	
	便所を付設していない客室又は 多数人で共有する階がある場合	5人以下 6人以上10人以下	3	
		11 人以上 15 人以下	4	
		16 人以上 20 人以下	5	Z 0 1 0 2
便所		21 人以上 25 人以下	6	条 8-1-9 イ (条 9-3)
東方		26 人以上 30 人以下	7	区規 16
		② 合計定員が31人以上300人以下の30人を超えて10人を増すごとに1個10人に満たない端数は、10人とする	固を7個に加算した数	
		③ 合計定員が301人以上の場合300人を超えて20人を増すごとに120人に満たない端数は、20人とする		
		合計定員が5人未満の階は、便器を設置の場合においては、当該合計定員の人数の人数に合算して算出した人数に応じ、便器を当該他の隣接階に設置しなければ	女を他の隣接階の合計定り 、①②③に定める数以上の	]
洗面所	共同洗面所を設置する場合	① 洗面設備を付設していない客室の合、給水栓は5人につき1個の割合に満たない端数は、5人とする。		条 8-1-10
		② 洗面設備を付設していない客室の合、30人を超えて10人を増すごとに した数。10人に満たない端数は、10	に給水栓1個を6個に加算	1 1/2.人兄. 1 (

## 根拠法令等

旅館業法(法)・旅館業法施行令(令)・旅館業法施行規則(省)・大田区旅館業法施行条例(条)・大田区旅館業法施行規則(区規)・旅館業の近隣住民等の周知に関するガイドライン(ガイドライン)